公示

(平成30年度荒川たんぽ観察委託について)

次のとおり公示します。

平成30年5月7日

北陸地方整備局 羽越河川国道事務所長 渡辺 隆幸

1. 委託概要

- (1) 委託名 平成30年度荒川たんぽ観察委託
- (2) 委託内容 羽越河川国道事務所が管理する荒川水系荒川における「たんぽ」の 状況観察。
- (3) 委託場所 新潟県村上市海老江地先から関川村高田地先
- (4) 委託期間 契約締結の翌日から平成30年12月14日
- (5) その他 本委託は、河川法第99条に基づき、河川協力団体、一般財団法人 又は一般社団法人(以下、「河川協力団体等」という。)に委託するも のである。

2. 委託先となる河川協力団体等の要件

申請資料を提出しようとする河川協力団体等は、以下の要件を満たしているものとする。

- (1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- (3) 当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 申請資料を提出し、要件を満たしていることを証明した者であること。
- (6) 説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 委託先の選定

申請資料をもとに審査を行い、委託先を選定するものとする。

(1) 上記 2. に規定する要件及び河川協力団体にあっては指定の有無、一般社団法人、一般財団法人にあっては、河川協力団体指定準則第 4 (一、四、五、七)に規定する内容を審査する。

- (2) (1) に規定する審査を行った結果、委託先として適切と判断された河川協力団体等については、説明書に規定する活動実績及び活動実施体制について、採点を行う。
- (3) 審査及び採点の結果、複数の河川協力団体等が選定された場合には、選定された団体数に応じて委託場所を分割し委託する。

4. 手続き等

(1) 担当部局

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 総務課 専門官 電話 0254-62-6024 FAX 0254-62-1106

- (2) 説明書の交付期間及び交付方法
 - 1) 交付期間:平成30年5月7日(月)から平成30年5月17日(木)までの 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分ま で。
 - 2) 交付場所:北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 総務課 専門官 〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1
 - 3) 交付方法:手渡しにより交付する。
- (3) 委託先選定のための申請資料の提出期間、場所及び方法
 - 1) 提出期間:平成30年5月7日(月)から平成30年5月18日(金)までの 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分ま で。
 - 2) 提出場所:(2)2)と同じ。
 - 3) 提出方法:持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出すること。

5. その他

(1) 委託費は実費相当額とし、委託先として選定された河川協力団体等と委託費に関する協議を行い、協議書の締結をもって委託するものとする。

また、協議書の締結後に別途、契約担当官と委託先として選定された河川協力団 体等との間で委託契約を締結するものとする。

- (2) 提出された申請資料は返却しない。
- (3) 詳細は説明書による。